

消防庁新型インフルエンザ等 対応業務継続計画

平成 22 年 2 月
(平成 27 年 3 月改定)

消 防 庁

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 1 | 基本的な考え方 | 1 |
| 1.1 | 背景..... | 1 |
| 1.2 | 目的..... | 2 |
| 1.3 | 他計画との関係..... | 2 |
| 2 | 実施体制..... | 3 |
| 2.1 | 平常時の体制 | 3 |
| 2.2 | 新型インフルエンザ等発生時の体制 | 3 |
| 2.3 | 消防機関との連携 | 4 |
| 3 | 新型インフルエンザ等発生時における業務継続 | 4 |
| 3.1 | 業務継続の基本方針 | 4 |
| 3.2 | 強化・拡充業務..... | 5 |
| 3.3 | 災害応急対策業務 | 6 |
| 3.4 | 一般継続業務 | 7 |
| 3.5 | 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務） | 8 |
| 4 | 人員、物資等の確保 | 8 |
| 4.1 | 指揮命令システムの確保..... | 8 |
| 4.2 | 各課室における人員計画..... | 9 |
| 4.3 | 強化・拡充業務従事中に大規模災害等が発生した場合の人員計画 | 9 |
| 4.4 | 物資・サービスの確保 | 11 |
| 4.5 | 情報システムの維持..... | 12 |
| 5 | 感染対策の徹底等..... | 12 |
| 5.1 | 職場での感染対策 | 12 |
| 5.2 | 職員の感染への対応..... | 12 |
| 6 | 業務継続計画の実施 | 13 |
| 6.1 | 発動..... | 13 |
| 6.2 | 状況に応じた対応 | 14 |
| 6.3 | 通常体制への復帰 | 14 |
| 7 | 業務継続計画の維持・管理等..... | 14 |
| 7.1 | 関係機関等との調整..... | 14 |
| 7.2 | 公表・周知..... | 14 |
| 7.3 | 教育・訓練..... | 14 |
| 7.4 | 点検・改善..... | 15 |

1 基本的な考え方

1.1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。平成 21 年 4 月には、「弱毒型」である豚由来の新型インフルエンザ(H1N1 型)が発生、世界中で猛威をふるった。平成 22 年 2 月には、日本国内における集団感染の発生が報告され、東南アジア等においては、「強毒型」の高病原性鳥インフルエンザ(H5N1 型)がトリからヒトに感染する事例がこれまでもたびたび報告されており、鳥由来の新型インフルエンザの発生も危惧されている。

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響が生じることが懸念される。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

消防庁においては、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。)の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生した場合、日本国内の全人口 25%が、地域ごとに流行期間(約 8 週間)の中でピークを作りながら流行すると考えられている。ピーク時(約 2 週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約 2 週間)には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されている。

消防庁においても、これらの社会・経済的な影響のもと、職員の最大 40%程度が

欠勤することを想定した対応が求められている。新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

1.2 目的

消防庁においては、新型インフルエンザ等対策に関する業務に従事する中において大規模災害等が発生した場合にも、災害応急対策業務に万全を期す一方で、大規模災害の有無にかかわらず、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）も存在する。

このため、新型インフルエンザ等のまん延時においても適切な意思決定に基づき、限られた職員により、新型インフルエンザ等対策に関する業務、災害応急対策業務並びに一般継続業務を優先的かつ、効率的に実施するために講ずるべき措置をあらかじめ定めることを目的に本計画を策定する。

また、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染対策を徹底するとともに、業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させることを基本として策定する。

1.3 他計画との関係

消防庁においては、平成26年3月に首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項に基づき定められた「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）に基づき、「消防庁業務継続計画」として首都直下型地震のリスクに応じた業務継続計画を策定している。新型インフルエンザ等対策に関する業務に従事する中で、首都直下型地震が発生することも想定されることから、具体的な業務の実施に当たり、本計画「4. 人員、物資等の確保」を基本とするものの、必要に応じ「消防庁業務継続計画」を参考とし、整合的に運用することとする。

2 実施体制

2.1 平常時の体制

平時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）において関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について検討、決定する。

また、総務大臣を本部長とする総務省新型インフルエンザ等対策本部（消防庁は次長が構成員）、その下に設置される大臣官房企画課長を幹事長（消防庁は消防・救急課救急企画室長が構成員）とする総務省新型インフルエンザ等対策本部幹事会、及び官房各課を中心とした総務省新型インフルエンザ等緊急即応チーム（消防庁は総務課課長補佐等が構成員）を通じ、総務省本省と緊密な連携を図り、必要な情報を収集する。

消防庁においては、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために、消防庁長官を本部長とする消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部（注1）を設置する体制を整備している。これを通じて、庁内各課室が緊密に連携を図るとともに、消防機関等との連携を図る

注1：消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部の構成メンバー

本部長 （消防庁長官）

本部長代理（消防庁次長）

副本部長 （消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、消防大学校長、消防研究センター所長）

本部長 （総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、対策官、救急企画室長、消防技術政策室長、危険物保安室長、特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、応急対策室長、広域応援対策官、防災情報室長）

本部長は、必要に応じ、構成員以外の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針

の決定等が行われる。また、内閣官房には、内閣官房副長官補（内政）を長とする新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）が組織され、各種対策の調整等が行われる。

消防庁においては、政府対策本部事務局と密接な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生時には、消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部を開催し、速やかに本計画の発動を決定する。各課室においては、本計画の発動を受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。

なお、新型インフルエンザ等の発生段階（P6 参照）に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な運営を行う。

2.3 消防機関との連携

消防庁においては、平成 20 年 12 月に「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン」を策定し、消防機関における業務継続計画の策定を推進している。

新型インフルエンザ等が発生した際は、消防庁は全国の消防機関に対し救急搬送の状況等の情報提供を求めるとともに、政府対策本部から発せられる発生状況等、必要な情報を提供する。

3 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3.1 業務継続の基本方針

消防庁においては、国民の生命・健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）及び災害応急対策業務を優先的に実施するとともに、一般継続業務を継続する。

- （1） 強化・拡充業務、災害応急対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続

業務」という。)を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。

- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- (3) 特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、インターネットや電子メールの活用を図るなど代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- (5) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

3.2 強化・拡充業務

政府行動計画に定める新型インフルエンザ等の発生段階が海外発生期以降（注2）に達した時の消防庁の強化・拡充業務は以下のとおりである。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急対策本部の設置
- (2) 都道府県・関係機関からの情報収集
- (3) 大臣等総務省幹部への状況報告
- (4) 都道府県（消防防災主管部局）への必要な通知及び情報提供
- (5) 情報及び対応状況総括の作成、更新、職員間の共有
- (6) 新型インフルエンザ対策本部及び関係省庁連絡会議等への対応
- (7) 各種問い合わせへの対応
- (8) 広域応援体制につき検討、助言
- (9) 宿直室との情報共有
- (10) その他の必要な事項

注2：発生段階については政府の新型インフルエンザ対策本部が以下の表のとおり

り5段階で宣言する。

| 発生段階 | 状態 |
|-----------------|---|
| 未発生期（発生疑い段階を含む） | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期 | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少 |
| 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

3.3 災害応急対策業務

消防庁は、大規模災害発生時においては、「消防庁防災業務計画」等に基づき、消防機関等と密接に連携した災害応急対策業務に従事することとされており、それらの業務を執行するための体制や措置は、「消防庁応急体制整備要領」に具体的に定められている。大規模災害が発生した際には、基本的に同要領に基づき体制を構築し、全ての職員があらかじめ定められた役割に沿って職務に従事することとなる。災害等発生時の消防庁の災害応急対策業務は以下のとおりである。

- (1) 災害情報、地震関連情報等の収集及び伝達
- (2) 総務省、内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、内閣府等の政府関係機関との連絡及び調整
- (3) 災害対策室、災害対策本部又は地震警戒本部の設置
- (4) 非常事態における長官の指示、措置要求（緊急消防援助隊の派遣等）への対応
- (5) 都道府県・市町村（消防本部を含む。）に対する勧告、助言及び指導
- (6) 消防防災活動に必要な機械器具、設備、薬剤その他の資機材の貸与又は供与の斡旋
- (7) 政府の非常災害対策本部、緊急災害対策本部、地震災害警戒本部及び原子力災害対策本部、武力攻撃事態等対策本部、若しくは緊急対処事態対策本部又は非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部及び原子力災害現地対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部等への職員の派遣
- (8) 被災地への先遣チームの派遣又は消防庁現地災害対策本部若しくは消防庁現地連絡調整本部の設置及び運営
- (10) 災害状況及び災害応急対策についての広報並びに各種資料等の作成
- (11) 地方公共団体等に対する物的、人的応援等の調整
- (12) 国際緊急援助隊の救助チーム「国際消防救助隊」の派遣
- (13) 政府の非常災害対策本部等の設置及び運営（消防庁に事務局を設置する災害にかかるものに限る。）
- (14) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等
- (15) 国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体相互間の連絡調整

3.4 一般継続業務

一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。消防庁においては、以下のものがそれに当たると考えられ、各課室別に具体的にどの業務が一般継続業務に該当するかについてあらかじめ仕分けを行うものとする

- 許認可関連業務（消防用機械器具等の型式承認、危険物施設の設置許可等）
- 予算関連業務等（予算・決算への対応等）
- 補助金・起債関連業務（所管補助金の交付、起債に関する対応）
- 国会関連業務（質問・資料要求への対応等）

なお、一般継続業務であっても、国内感染期の行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量縮小が可能なものもあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

3.5 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

消防庁の業務の中には、新型インフルエンザ等発生時は、緊急に実施することが必須ではない業務も存在する。これらの業務は、施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないものである。

こうした業務は、状況を見ながら必要に応じて、新型インフルエンザ等発生時から段階的に業務を縮小し、国内感染期には可能な限り中断することとし、その場合の縮小・中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、このうち感染リスクが高い業務については、基本的には中断し、中断できない場合であっても、必要最小限の業務のみに縮小して継続する。

4 人員、物資等の確保

4.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時において、業務上の意思決定者である幹部が罹患し、長期欠勤するようなことがあると業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、特に発生時継続業務に携わる幹部について、感染対策を講ずる。また、仮に幹部が罹患するような事態になっても、意思決定の停滞が起きないようにするため、発生時継続業務に携わる幹部について、当該幹部が罹患し職務執行が困難となった場合の代行者をあらかじめ定めておき、幹部と代行者が同時に罹患しないよう、交代で勤務する等の措置を講ずる。

4.2 各課室における人員計画

各課室において、一般継続業務の遂行に必要となる人員を確保するための計画をあらかじめ策定する。

当該計画においては、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員や一般継続業務等の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有するなど代替が困難な職員を具体的に把握し、職員の欠勤率を40%と想定する。

その際、通勤時や勤務時の感染機会を低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。

なお、各課室において一般継続業務等の遂行に必要となる人員を確保できない場合は、必要に応じて総務課が各課室間の人員調整を行う。

4.3 強化・拡充業務従事中に大規模災害等が発生した場合の人員計画

新型インフルエンザ等の感染等により出勤できない職員が一定数存在する中で、強化・拡充業務及び災害応急対策業務を円滑に実施するため、新型インフルエンザ等の感染等に係る欠勤者が職員の中に発生した場合には、災害応急対策に備え、事前に人員調整等の必要な調整を行い、応急体制の弾力的な運用を図ることが必要である。

このため、総務課は職員の感染等に係る欠勤情報をとりまとめるとともに、各班の欠勤情報を把握し、原則として、総務課長の判断において人員調整を実施する。

なお、以下において、班名等の消防庁災害対策本部班編制に関わる用語については、消防庁応急体制マニュアル〈本編〉によるものとする。

(1) 各班の欠勤者情報の共有

新型インフルエンザ等の感染等により出勤できない者が職員の中に発生した場合は、主幹・代表係長が各課室の欠勤者情報を応急対策室が管理する「大規模災害時等における消防庁職員担当編制表（以下「編制表」という。）」に記入する。なお、欠勤者情報を含む編制表については、職員間で情報の共有を図る。

(2) 応急体制の弾力的な運用

人員調整については、以下の基準を参考にしつつ、状況に応じて弾力的に運用する。

① 1次応急体制（初動対応要員）

初動対応要員については、習熟した職員が必要とされるため、原則として応急対策責任者（応急対策室長）が初動対応要員の中で調整し、人員を確保することとする。

ただし、初動対応要員のみでの対応では負担が過重である場合は、応急対策責任者がその旨を総務課長に報告する。この報告を受け、総務課長が人員の補充が必要と判断した場合には、次の順で補充する。

- (ア) 待機宿舎居住者（初動対応要員、官邸リエゾン当番員及び感染者等を除く者）
- (イ) 30分圏内居住者（初動対応要員、官邸リエゾン当番員及び感染者等及び上記（ア）を除く者）

なお、各課室で対応が必要である応急対策業務（危険物施設等で発生した事故に係る事故対応及び職員の現地派遣等）についても、円滑に実施できるよう各課室における人員計画をあらかじめ策定する。

② 2次、3次応急体制

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合には、総務課長が応急対策室長及びその他総務課長が必要と認める者と協議の上判断し、各班（官邸リエゾン含む）や新型インフルエンザ等緊急対策本部の人員調整を行う。ただし、総務課長が国民保護・防災部長（参謀班班長）と協議し、国民保護・防災部長（参謀班班長）が特に必要と認める場合には、各班の班長で構成される『Fシフト班長連絡会議』を開催し、同会議において人員調整を行う。

- (ア) 各班のうち、ある1つの班において新型インフルエンザ等の感染等による欠勤者が参集対象者数の3分の1を超えた場合
- (イ) 各班のうち、いずれかの班長（官邸リエゾンにおいては取りまとめ総括）が人員調整の必要があると認め、総務課長へ報告した場合
- (ウ) その他総務課長が人員調整の必要があると認めた場合

職員の40%程度が欠勤する場合には、可能な範囲で、各班の機能が確保できるように人員調整を行う。

人員調整の結果は総務課から全職員へ周知する。

また、必要に応じて消防大学校及び消防研究センターからの補充も検討する。そのため、消防大学校及び消防研究センターにおいては、日頃から、職員の居住地や業務状況等を勘案した本庁への派遣順位等の検討を進めておく。

(3) 災害応急対策業務従事中における対応

災害応急対策業務従事中において、以下のいずれかに該当する場合には参謀班班長の判断により、各班や新型インフルエンザ等緊急対策本部の人員調整を行う。

- ① 各班のうち、いずれかの班から人員調整の求めが参謀班にあり、参謀班班長が必要と認めた場合
- ② その他参謀班班長が必要と認めた場合

※災害等の事案が発生し災害応急対策業務に従事する場合は、特命班が職員の参集状況、新型インフルエンザ等の感染等に係る欠勤者等の情報を把握し、随時、参謀班に情報提供を行う。

(4) 各班の班長等が欠けた場合の対応

各班の班長は、事故のある場合に備え、あらかじめ班長代理を定めておき、新型インフルエンザ等の感染等により班長が欠けた場合は、班長代理を班長とする。さらに、班長代理も欠けた場合は、総務課長が調整案を作成し、国民保護・防災部長（参謀班班長）へ相談の上、代理の者を班長に指定する。

(5) 総務課長の代理

総務課長に事故のある場合に備え、人員調整の代理人を応急対策室長に指定するほか、第2順位以降の代理人について、総務課長があらかじめ定めておく。

4.4 物資・サービスの確保

庁舎管理、警備、消毒業務等、省全体で一体的に契約しているものについては、総務省本省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「本省計画」という。）により対応することとなるが、消防庁が独自に備蓄している災害応急対策業務のための物資等も活用し対応する。

4.5 情報システムの維持

総務省本省の所管する情報システムやLAN端末等の運用については本省計画により対応することとなるが、消防庁が独自に運用している情報システム群および、官邸や発災地との情報のやりとりで利用するFAX等の通信機器、コピー機等のOA機器については、新型インフルエンザ等発生時における運用業者の人員体制の取り決めを確認し、常時、正常に動作する体制を確保するとともに、故障時の迅速なメンテナンスサービスに支障が無いようにする。

5 感染対策の徹底等

5.1 職場での感染対策

各課室等においては、庁舎内における感染対策について、適切に実行できるよう、感染対策実施責任者、感染対策業務に従事する職員等をあらかじめ明確にする。

なお、基本的な感染対策としては、以下の事項が考えられる。

- (1) 咳エチケット
- (2) マスク着用
- (3) 手洗い
- (4) 対人距離の保持
- (5) 清掃・消毒

5.2 職員の感染への対応

- (1) 新型インフルエンザ様症状[※]のある職員で入院措置がなされない者に対して病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

※「新型インフルエンザ様症状」については、「38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等」が想定されるが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表することとされている。

- (2) 濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出

自粛を徹底するよう要請する。

(3) 庁舎内において発症者が発生した場合には、各課室等において、以下のとおり対応することとする。

① 発症者への対応

- ・ 発症者にマスクを着用させるとともに、発症者の状況に応じてマスクなど個人防護具を着用する。
- ・ 海外発生期、国内発生早期であれば帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば病院・診療所に連絡し、対応を確認し、発症者を医療機関又は保健所の搬送車等により、上記の機関から指示された医療機関に連れて行く。
- ・ 消防庁の車両で搬送することが必要な場合、運転手もマスクなどを着用する。また、車両の使用後、発症者が触れた場所等を中心に消毒を行う。

② 濃厚接触者の外出自粛等

- ・ 海外発生期、国内発生早期においては、同じ職場で勤務した者等、発症者と濃厚接触の可能性がある職員については、近隣の保健所に設置された帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染症法第44条の3第2項の規定に基づく外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を請求させる。

6 業務継続計画の実施

6.1 発動

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局及び総務省の対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を開催し、本計画の発動を決定して、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いことから、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

6.2 状況に応じた対応

事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

6.3 通常体制への復帰

政府の新型インフルエンザ対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部は、通常体制への移行を検討する。

発症した職員の多くは治癒するため、これら職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等により患したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討し、通常体制への復帰を決定する。

7 業務継続計画の維持・管理等

7.1 関係機関等との調整

本計画について、業務遂行上関係のある府省庁、地方公共団体、各消防機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

7.2 公表・周知

策定した業務継続計画について公表し、国民及び事業者等に対し、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

7.3 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、

定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する職員等、適切な个人防护策を講じる必要がある職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

7.4 点検・改善

本計画を有効に実施するため、各課室等においては、人員体制等の計画について、人事情報等を反映し、継続的に更新する。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正する。